

幌延町医療職員養成修学資金貸付条例

幌延町医療職員養成修学資金貸付条例（昭和40年条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「医療職員」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」と総称する。）に在学する者で、将来町の職員として医療業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けし、もって医療業務に従事する優秀な町職員を育成することを目的とする。

（修学資金の種類及び貸付けの対象）

第2条 町は、次の各号に掲げる医師修学資金、薬剤師修学資金、診療放射線技師修学資金、臨床検査技師修学資金、保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金又は准看護師修学資金（以下「修学資金」と総称する。）をそれぞれ当該各号に掲げる者に対し貸付けする。

- (1) 医師修学資金 養成施設を卒業して1年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者で、かつ、町が必要とする臨床医学を専攻し、若しくは専攻していた者
- (2) 薬剤師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して3年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (3) 診療放射線技師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して3年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (4) 臨床検査技師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して3年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (5) 保健師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して1年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (6) 助産師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して1年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (7) 看護師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して1年以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者
- (8) 准看護師修学資金 養成施設に在学し、又は養成施設を卒業して1年

以内に医療職員となった者若しくは当該期間内に医療職員となる見込の者

(貸付金額等)

第3条 修学資金の貸付金額は、医師修学資金にあつては月額10万円以内、薬剤師修学資金、診療放射線技師修学資金及び臨床検査技師修学資金にあつては月額5万円以内、保健師修学資金、助産師修学資金及び看護師修学資金にあつては月額10万円以内、准看護師修学資金にあつては月額6万円以内とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定により貸付けの決定を受けた日の属する月分（以下この条において「貸付決定月」という。）から養成施設を卒業する日の属する月分まで(正規の修学期間を上限とする。)を対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、養成施設に入学した日の属する月分から貸付決定月の前月分までの期間に当該各号に定める額を乗じて得た額を貸付けすることができる。

(1) 保健師及び助産師の養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けていない者又は修学資金の貸付けを受けた期間が前項の貸付期間に満たない期間がある者で、当該養成施設の卒業後に貸付けの申請をする場合 第1項の貸付金額に規定する額に2分の1を乗じて得た額

(2) 保健師及び助産師の養成施設の在学中の者である場合 第1項の貸付金額に規定する額

4 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を定め、規則で定めるところにより町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があつたときは、町長は貸付けの可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届け出なければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第6条 修学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (3) 傷病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
 - (4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込がなくなったとき。
- 2 貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは町長は、休学し、又は、停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する停学の処分に至った行為が将来、町の職員として業務に従事するにあたりふさわしくないと認められるときは、町長は、修学資金の貸付けの決定を取り消すことができる。

(返還の債務の免除)

第7条 町長は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付けした修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年(第9条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間(以下「猶予の期間」という。))があるときは、1年に猶予の期間を加えた期間)を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸付けを受けて修学した期間に相当する期間(以下「義務従業期間」という。)に達したとき。
 - (2) 前号に規定するところにより医療業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため医療業務を継続することができなくなったとき。
- 2 義務従業期間中に休職(公務に起因するものは除く。)又は停職の期間があるときは、当該期間を義務従業期間から除くものとする。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に、規則で定めるところにより、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。
- (2) 前条第1項第1号に規定するところにより免許取得後、速やかに町の職員として医療業務に従事しなかったとき。
- (3) 前条第1項第1号に規定するところにより医療業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が義務従業期間に達しないうちに町の職員として医療業務に従事しなくなったとき（前条第2号に該当する場合を除く。）。

（返還の債務の履行の猶予）

第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は当該各号に掲げる理由が継続する期間、貸付けした修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- (2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき。
- (3) 町の職員として医療業務に従事しているとき。

2 借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付けを受けた修学資金の返還の債務の履行が困難になったと認められる場合には、町長は、必要と認める期間その者の債務の履行を猶予することができる。

（返還の債務の減免）

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、貸付けした修学資金の返還の債務（履行期限が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第7条第1号に規定するところにより医療業務に従事した場合において、その期間が義務従業期間の2分の1を超えるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付けを受けた修学資金の返還の債務の履行が困難と認められるに至ったとき。

（違約金）

第11条 第8条の規定により貸付けを受けた修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき、年5パーセントの割合をもって返還期限の翌日から支払

の日までの日数によって計算した違約金を町に納入しなければならない。
ただし、町長は特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の幌延町医療職員養成修学資金貸付条例の規定により修学資金を返還しなければならないこととされている者に係る修学資金については、なお従前の例による。